

第 9 回 柏市農業委員会総会議事録

1 令和 7 年 4 月 9 日(水) 柏市農業委員会総会を柏市農業委員会会長
染谷 茂が招集した。

2 場所 市役所分室 3 第 4 会議室 午後 2 時 0 0 分

3 出席した委員は次のとおりである。

< 農業委員 >

1 番	岡	田	英	夫	2 番	染	谷	織	恵
3 番	平	川		徹	4 番	深	山	敬	子
5 番	坂	卷	洋	行	6 番	豊	田	佐	智子
7 番	伊	藤		透	8 番	大	宮	茂	男
9 番	成	嶋	君	美	1 0 番	染	谷		茂
1 1 番	橋	本	英	介	1 2 番	谷	田	貝	和 代
1 3 番	村	越		等	1 4 番	山	崎	明	久
1 5 番	日	暮		悟	1 6 番	遠	藤	秀	生

1 6 名中 1 6 名出席

< 農地利用最適化推進委員 >

1 7 番	寺	島	和	彦	1 8 番	関	根	勝	敏
1 9 番	林		敏	夫	2 0 番	清	水	良	晃
2 1 番	鹿	倉	健	次	2 2 番	友	野	博	之
2 3 番	木	村	美	智子	2 4 番	富	澤	智	彦
2 5 番	坂	卷	儀	治	2 6 番	砂	川	晴	彦
2 7 番	中	村		衛	2 8 番	嶋	田		等
2 9 番	江	口		武	3 0 番	鈴	木	幸	夫
3 1 番	大	塚	信	幸					

1 5 名中 1 5 名出席

4 欠席した委員は次のとおりである。

なし

5 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 石 原 祐一郎
統括リーダー 兼 岡 洋 和
副主席 上 野 輝 子
主 任 寺 田 直 晃
主 事 長 塚 智 史

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

- 議案第1号 農業委員会事務局職員の任免について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について
議案第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の送付について
議案第5号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
議案第6号 農用地利用集積等促進計画案への意見について（その1～その2）
議案第7号 最適化活動の目標の設定等について
議案第8号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

7 報告事項

- （1）農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
（2）農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
（3）利用権の中途解約に係る通知の確認について
（4）生産緑地地区の買い取りの申出による農業従事者への斡旋について

（午後2時00分開議）

議長 ただいまより第9回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は農業委員16名中16名、推進委員15名中15

名です。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

議長 それでは、日程 1，議事録署名委員を選任したいと思いますが選任方法はいかがいたしましょうか。

（「議長一任」の声あり）

議長 ありがとうございます。「議長一任」ということですが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 それでは、指名いたします。

染谷織恵委員，平川徹委員，よろしくお願いいたします。

それでは、着座して進めさせていただきます。

議長 次に、日程 2，一般報告事項につきましては、お手元の配付資料のとおりでございますので、ご了承願います。

今月の担当は、第 1 調査会であります。

調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について、成嶋委員長よろしくお願いいたします。

成嶋委員長 農地第 1 調査会は、去る 4 月 3 日，4 月 4 日，令和 7 年度第 1 回農地調査会を実施しました。

今回の調査事案である農地法第 3 条 7 件，第 5 条 4 件，許可を要しない土地の証明願 1 件，主たる従事者証明 1 件について、現地調査並びに面接調査を行いました。

次に、令和 6 年 1 2 月に開催された第 5 回総会の議案第 1 号，第 2 号，及び第 5 号の計 7 件について、巡回パトロールの結果報告を受けました。

特に問題のある案件はありませんでした。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

それでは、日程 3，議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第 1 号「農業委員会事務局職員の任免について」を議題といたします。

総括説明並びに議案説明を事務局に求めます。事務局，お願いします。

（議長の指名で事務局が総括説明並びに議案説明）

議長 本案につきましては、ただ今の説明でご承認願います。

それでは、異動者の方は順に挨拶をお願いいたします。

（鈴木副主幹，上野副主幹，寺田主任の順で挨拶）

議長 ありがとうございます。それでは、議案第 1 号は承認されておりますので、異動者の方は、退席されて結構です。ご苦労さまでした。

（異動者退席）

議長 次に議案に入ります。

議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局，お願いします。

（議長の指名で事務局が総括説明）

議長 ありがとうございます。

議案第 2 号の 1 番につきましては、●●が農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定に該当いたしますので、議長を

村越職代と代わります。

それでは、退席いたします。よろしくお願いいたします。

(●●が退席)

村越職務代理者 それでは、議案第2号の1番の審議に入ります。1番について調査結果の報告を成嶋委員長よろしくお願いいたします。

成嶋委員長 1番について、ご報告します。

調査会資料は、3ページからになります。

本件は、●●在住の譲受人が、自宅から近く、農業経営の拡大のため、また譲渡人は、高齢のため、所有権の移転に伴う許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆、●●㎡で、●●、●●を作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第1調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意志を確認しています。

以上です。

村越職務代理者 ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

村越職務代理者 「なし」という声がございましたので、承認いたします。

議案第2号の1番を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手をお願いいたします。

(挙手)

村越職務代理者 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●●の除斥を解除いたします。

ここで議長を交代いたします。

(●●が着席)

議長 それでは次の審議に入ります。

2番及び3番につきましては、関連しておりますので一括して、調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 2番及び3番について、ご報告します。

調査会資料は、8ページからになります。

本件は、●●在住の譲受人が、新規就農のため、また譲渡人は、体調不良及び高齢ゆえ、農地の維持・管理が難しくなってきたため、使用貸借権の設定を伴う許可申請を行うものです。

申請地は、●●の畑●●筆、合計●●㎡で、●●、●●などを作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第1調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意志を確認しています。

以上です。

議長 ご苦勞さまでした。調査結果の報告がございました。

2番及び3番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

山崎委員 直売所経費で、中古のビニールハウス部材とありますが、

直売と収穫体験で販売するようになってるんで、収穫体験を行うたびにその都度立てるのですか。

鹿倉委員 グループで何人かでやってるメンバーの1人で、両側に歩道があるところの1カ所に直売所を作って、グループで生産された野菜をそこで売るということになります。

山崎委員 分かりました。

議長 よろしいですか。そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、2番及び3番を承認いたします。次の審議に入ります。

4番及び5番につきましては、関連していますので一括して、調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 4番及び5番について、ご報告します。

調査会資料は、17ページからになります。

本件は、●●在住の譲受人が、新規就農のため、また譲渡人は、高齢のため、及び後継者がいないため、使用貸借権の設定及び賃借権の設定を伴う許可申請を行うものです。

申請地は、●●の畑●●筆、●●㎡で、●●、●●、●●などを作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第1調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意志を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

4番及び5番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

山崎委員 ●●と●●のところで中間管理の日にちと収穫の日にちが同じようにあって、合計の日数的には片方分しか入っていないんですけども、収穫しながら中間管理もやるってということなんですか。

成嶋委員長 そういうことでしょうね。

山崎委員 分かりました。あともう一ついいですか。資材費等に入っていないもの、●●とか、普通パイプでつるしてパイプ立ててネットでやると思うんですけども、そういう部材の経費が計上していないんで。何かでやる予定なんですか。

成嶋委員長 資材費として●●とあげてありますから、全部が全部は書けないってそういうことかな。

山崎委員 分かりました。

議長 よろしいですか。そのほかございませんか。

遠藤委員 農業大学校出てるわけですが、面接の時の本人の意気込みはどうでしたか。

成嶋委員長 意気込みですか。個人的には、長続きしますかどうか心配はしております。前職は●●で、前に、親戚の●●さんのところで2年間ほど農業に関わったそうです。それからちょっと●●に転職しまして、それでちょっとまた●●さんのほうでお世話になって、新規就農という形になったそうです。

大宮委員 譲受人と譲渡人、関係はあるんですか。

成嶋委員長 おじさん，おいつ子の関係です。

議長 そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 「なし」という声がありましたので，４番及び５番を承認いたします。次の審議に入ります。

６番について調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 ６番について，ご報告します。

調査会資料は，３４ページからになります。

本件は，●●在住の譲受人が，自宅から近く耕作しやすいため，また譲渡人は，経営規模の縮小のため，賃借権の設定を伴う許可申請を行うものです。

申請地は，●●の田●●筆，●●㎡で，●●を作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については，資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し，農地法第３条第２項の許可基準に基づき審査したところ，適正であると認め，第１調査会としては，許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対して，申請内容に基づき，責任を持って耕作するように伝え，その意志を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

６番について何か質問はございませんか。

岡田委員 農機具の所有状況の中で，耕運機一式ないって書いてあって，田植え機とかそういうのないですけど，手で植えて手で刈るのでしょうか。

成嶋委員長 これからそろえるそうです。この場所，遊水地なんですよ。遊水地で幹線排水路の近くですから，３０分はかかるんじゃない

のかな，歩いて。

岡田委員 ちなみに今農業をやっている●●という場所は。

成嶋委員長 今住んでいる場所から３時間ぐらいかかるそうです。

岡田委員 住んでいる場所ではないのですか。

議長 住んでるのは●●です。

成嶋委員長 ●●ですから，そこまで３時間ぐらい。今回借りる土地は，えらい近い。歩いて行ける距離ですから近いと思います。

議長 よろしいですか。

（「なし」の声あり）

議長 「なし」という声がございましたので，６番を承認いたします。次の審議に入ります。

７番について調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 ７番について，ご報告します。

調査会資料は，３９ページからになります。

本件は，●●在住の譲受人が，農業経営の拡大のため，また譲渡人は，高齢ゆえ，農業経営を縮小したいため，所有権の移転を伴う許可申請を行うものです。

申請地は，●●の畑●●筆，●●㎡で，●●を作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については，資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し，農地法第３条第２項の許可基準に基づき審査したところ，適正であると認め，第１調査会としては，許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対して，申請内容に基づき，責任を持って耕作するように伝え，その意志を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

7番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、7番を承認いたします。
次の審議に入ります。

8番について調査結果の報告を成嶋委員長お願いします。

成嶋委員長 8番について、ご報告します。

調査会資料は、44ページからになります。

本件は、●●在住の譲受人が、農業経営の拡大のため、また譲渡人は、譲受人の要望に応えるため、所有権の移転を伴う許可申請を行うものです。

申請地は、●●の畑●●筆、●●㎡で、●●を作付けする計画です。
譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第1調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意志を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

8番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

山崎委員 資料に記載がある隣接農地というのはどこになりますか。

成嶋委員長 ●●と●●の橋渡したい場所があり，そこになります。

議長 よろしいですか。そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 「なし」という声がありましたので，８番を承認いたします。
次の審議に入ります。

９番について調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 ９番について，ご報告します。

調査会資料は，４９ページからになります。

本件は，●●在住の譲受人が，農業経営の拡大のため，また譲渡人は，譲受人の要望に応えるため，所有権の移転を伴う許可申請を行うものです。

申請地は，●●の畑●●筆，●●㎡で，●●を作付けする計画です。
譲受人の農業経営の実態については，資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し，農地法第３条第２項の許可基準に基づき審査したところ，適正であると認め，第１調査会としては，許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対して，申請内容に基づき，責任を持って耕作するように伝え，その意志を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

９番について何か質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 「なし」という声がありましたので，９番を承認いたします。
議案第２号の２番から９番までを採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局，お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございました。

それでは，審議に入ります。

1番及び2番につきましては，一体の事業ですので一括して，調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 1番及び2番について，ご報告します。

調査会資料は，54ページからになります。

本件は，所有権の移転に伴う，資材置場及び車両置場への転用許可申請です。

申請地は，●●の田●●筆，合計●●㎡です。

申請地周辺は，住宅地や事業用施設，公共公益的施設用の土地によっておおむね囲まれている農地であることから第3種農地と判断しました。

譲受人は，●●を主な事業とする法人です。事業拡大に伴う車両の増台及び資材の入出量増加により，近隣地での事業用地取得の必要性が出てきたところ，申請地が，会社，既存車両置場から近く，前面道路も幅員があり，事業に最適地と判断し，今回の申請に至ったものです。

計画内容は，資材置場として，建設現場利用機材を置き，車両置場として，土木関連車両・重機等を保管します。申請地は前面市道より

約 5 0 c m 高く，整地及び転圧した後，約 2 0 c m 層の砂利を敷き詰め，現況地盤面と同等とします。出入口は，2 0 c m のコンクリート舗装とします。駐車場スペースは，ロープで明確に区画します。申請地の西側，南側は水路で高さ 1 . 5 m の既存フェンスが設置されていますが，法面になっているので，車両の安全確保のため，法面上部に高さ 1 . 5 m の単管パイプ柵を設置します。

被害防除対策として，雨水は自然浸透とします。工事中はバリケード等で囲い，工事の安全を図ります。砂利の搬入時に大型車両が出入りする際は，警備員を配置して安全管理を行います。逆井中学校の通学路であるため，砂利敷き工事の期間は，事前に逆井中学校及び逆井小学校へ連絡します。伸縮ゲートを設置し，防犯対策を講じます。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査の結果を，農地転用関係事務指針に基づき審査したところ，農地の区分ごとの許可基準である立地基準，資力・信用等による転用の実現性，周辺農地への影響等について審査する一般基準については，適正であると認め，第 1 調査会としては，許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対し，許可された場合には，申請内容に基づき，責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1 番及び 2 番について何か質問はございませんか。

山崎委員 単管パイプで柵を作ることなんですけども，それはどこの部分をつなぐんでしょうか。

成嶋委員長 道路側ですね。出入口以外の部分ですね。

議長 そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 「なし」という声がございましたので、1番及び2番を承認いたします。

次の審議に入ります。3番について調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 3番について、ご報告します。

調査会資料は、61ページからになります。

本件は、使用貸借権の設定に伴う、専用住宅への転用許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆、●●㎡です。

申請地周辺は、甲種・1種・3種のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。

譲受人は、実家で生活していますが、子供の成長等により日常生活に不便・不自由を感じていたところ、申請地が、実家にも近く、将来の家族の介護等にも便利と考え、また両親の土地を使用貸借することで、建設費用の削減にもなることから、自己用住宅を建築する計画となり、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、専用住宅として、建築面積●●㎡、延床面積●●㎡の木造平屋建てを建築します。駐車スペース部分は、厚さ100mmの砂利敷きとします。

被害防除対策として、汚水と雑排水は、合併浄化槽を設置し、側溝へ放流します。雨水は、雨水浸透枡を設置し、オーバー分は側溝へ放流します。周辺の土砂流出防止策として、隣接する境界は、ブロック1段～3段積及び高さ600mmのアルミフェンスで囲います。工事期間中は、周囲に防災ネット等を張り、非常時には誘導員を配置して防災に努めます。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第1調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

3 番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、3 番を承認いたします。

次の審議に入ります。

4 番について調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 4 番について、ご報告します。

調査会資料は、68 ページからになります。

本件は、使用貸借権の設定に伴う、農家分家への転用許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆、●●㎡です。

申請地周辺は、住宅地や事業用施設、公共公益的施設用の土地によっておおむね囲まれている農地であることから第3種農地と判断しました。

譲受人は、夫婦で●●の賃貸物件に入居していますが、今後の生活をどうするか話し合ったところ、両親はすでに還暦を過ぎており、何かあった際に即対応できる距離で生活し、支えて暮らしていきたいことから、実家の土地に新築の話があがり、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、専用住宅として、建築面積●●㎡、延床面積●●㎡の木造2階建てを建築します。敷地の周りは、高さ0.15mの築堤で囲みます。切土盛土は敷地内、敷地地面及び敷地延長部分は、土で転圧のみ行います。

被害防除対策として、雨水は、宅内処理し、敷地の枠には築堤を施工することで外に水が出ないようにします。汚水は、浄化槽及び蒸発散槽にて処理します。工事中は、安全管理を徹底します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等につ

いて審査する一般基準については、適正であると認め、第1調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

4番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、4番を承認いたします。次の審議に入ります。

5番について調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 5番について、ご報告します。

調査会資料は、75ページからになります。

本件は、賃借権の設定に伴う、トレーラーハウス置場への転用許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆、●●㎡です。

申請地周辺は、甲種・1種・3種のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。

譲受人は、●●を主たる業務とする法人です。事業実績が好調で、既存施設だけでは置場が不足しており、外注対応している状況を解消するため、既存施設の隣接農地を賃借して、トレーラーハウスの置場とするため、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、トレーラーハウス置場として、●●台分を設けます。申請地の東側境界線を除く三方の境界線から0.3mの位置に高さ3mの安全鋼板で囲いを設け、東側隣接地の高さに合わせ、厚さ約50cmの砕石を敷き、ならし転圧します。

被害防除対策として、雨水は、自然浸透とします。安全鋼板により、交通事故等を予防し、砕石や雨水の流出を防ぎます。安全鋼板は、パ

イブ・クランプ式により背後の控えの補強を行い，十分な強度を確保します。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査の結果を，農地転用関係事務指針に基づき審査したところ，農地の区分ごとの許可基準である立地基準，資力・信用等による転用の実現性，周辺農地への影響等について審査する一般基準については，適正であると認め，第1調査会としては，許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対し，許可された場合には，申請内容に基づき，責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

5番について何か質問はございませんか。

山崎委員 この場所なんですけれども，隣の畑，●●さんのとことの段差とかはないですか。

成嶋委員長 あります。50センチぐらいあります。

山崎委員 どっちが高い？

成嶋委員長 今の申請地のほうが低いです。土地利用計画に「厚さ約50cmの碎石を敷き，ならし転圧します」って書いてありますよね。

議長 そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 「なし」という声があったので，5番を承認いたします。

議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。次の議案に入ります。

議案第4号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局、お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございました。

それでは、審議に入ります。

1番について調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 1番について、ご報告します。

調査会資料は、82ページからになります。

本件は、申請者が平成8年に相続により取得しましたが、平成17年から住宅用地として利用されていた農地について、地目変更のため、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願を申請したものです。

該当農地は、●●の畑●●筆、計●●㎡です。

なお、立証資料として平成17年撮影の航空写真が添付されています。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、第1調査会としては、承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、1番を承認いたします。
議案第4号を採決いたします。
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次の議案に入ります。
議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」
を議題といたします。
総括説明を事務局に求めます。事務局お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございます。
それでは、審議に入ります。
1番について調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 1番について、ご報告します。
調査会資料は、85ページからになります。
本件は、●●及び●●に在住の相続人が、生産緑地法第10条の規定に基づき、柏市へ生産緑地の買取りを申し出するための、農業の主たる従事者証明の申請です。
申請地は●●の畑等●●筆、合計●●㎡です。
申請理由は、主たる従事者である、申出人の夫及び父に当たる方が死亡し、当該生産緑地をこれ以上維持管理していくことが困難になったためです。
以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、第1調査会としては、承認相当と判断しました。
以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1 番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、1 番を承認いたします。

議案第 5 号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第 6 号「農用地利用集積等促進計画案への意見について」その 1 及びその 2 を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局，お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございます。

議案第 6 号その 1 につきましては、●●委員が、農業委員会等に関する法律第 3 1 条「議事参与の制限」の規定に該当しますので、除斥を求めます。

(●●委員が退席)

議長 それでは、議案第 6 号その 1 の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課，お願いいたします。

農政課 それではご説明させていただきます。これから説明します議案 6 号の計画番号全てが農地中間管理事業の案件で、借受者は千葉県園芸協会です。

計画番号第1番から第4番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は、●●に所在する農地所有適格法人で、●●の田●●筆、●●の田●●筆、●●の田●●筆、●●の田●●筆、●●の田●●筆、合計面積●●㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

以上の計画要請の内容は、従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

議案第6号その1について、何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので承認いたします。

議案第6号その1を採決いたします。

本案を原案のとおりとして、意見なしとする農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●●委員の除斥を解除いたします。

(●●委員が着席)

議長 それでは、議案第6号その2の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課、お願いいたします。

農政課 それでは説明させていただきます。

計画番号第5番及び第6番の千葉県園芸協会から権利の設定を受け

る者は、●●に在住する農業者で、●●の畑●●筆、面積●●㎡に新規で、同じく●●の畑●●筆、面積●●㎡に継続して賃借権を設定するもので、設定期間は5年です。

続いて計画番号第7番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は、●●に在住する農業者で、●●の畑●●筆、面積●●㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は5年です。

なお、以上の計画要請の内容は、従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

その2について何か質問やご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので承認いたします。

議案第6号その2を採決いたします。

本案を原案のとおり、意見なしとする農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは議案第6号が終了しましたので、農政課の方は退席されて結構です。ご苦労さまでした。

(農政課職員退席)

議長 次の議案に入ります。

議案第7号「最適化活動の目標の設定等について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局，お願いします。

（議長の指名で事務局が総括説明）

議長 ありがとうございました。

それでは，審議に入ります。

坂巻洋行農地部長に議案の説明を求めます。坂巻洋行農地部長，お願いいたします。

坂巻洋行農地部長 改めまして，農地部長の坂巻です。よろしくお願いします。

それでは，「最適化活動の目標の設定等について」ご説明いたします。農地の集積，遊休農地の解消，新規参入の促進につながる最適化活動の実効性を高めるため，農業委員会等に関する法律に基づき，令和6年度の最適化活動の目標に対する点検，評価等を実施するとともに，令和7年度の目標を設定，公表するものになります。

本日，総会に先立って開催された農地部会において内容を検討したうえで，総会に議案として上程するものであります。

私からは以上になります。

議長 ご苦労さまでした。

続いて概要説明を事務局に求めます。事務局，お願いします。

（議長の指名で事務局が概要説明）

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

何か質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 「なし」という声があったので，承認いたします。

議案第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第8号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」
を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局，お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございました。

それでは審議に入ります。

坂巻洋行農地部長に議案の説明を求めます。坂巻洋行農地部長，
お願いいたします。

坂巻洋行農地部長 それでは、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」ご説明いたします。

当該指針については、農業委員会等に関する法律に基づき、農地利用の最適化を推進するため、委員の改選ごとに見直しを行い、活動目標、推進方法、目標に対する評価方法等を具体的に示すものになります。

本日、総会に先立って開催された農地部会において内容を検討したうえで、総会に議案として上程するものであります。

私からは以上になります。

議長 ご苦労さまでした。

次に事務局に概要説明を求めます。事務局，お願いします。

(議長の指名で事務局が概要説明)

議長 ご苦労さまでした。

議案説明及び概要説明がございました。

何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、承認いたします。

議案第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議案審議は終了いたしました。

次に、報告事項がございますので、一括して事務局に説明を求めます。事務局、お願いします。

(議長の指名で事務局が報告事項説明)

議長 ありがとうございます。いずれも報告事項でございますので、ご了解を得たいと思います。

今後の予定を申し上げます。

5月1日木曜日、5月2日金曜日が調査会で、5月1日は午前9時から、5月2日は午後1時からです。場所は、両日ともに、分室3の第4会議室で行う予定です。

担当は、農地第2調査会です。

5月9日金曜日午後2時からが総会で、場所は、分室3の第4会議室で行う予定です。

これをもちまして、第9回柏市農業委員会総会を閉会いたします。

慎重審議ありがとうございました。

(午後3時40分閉会)